

農業委員会第3回総会議事録

1 日 時 令和8年9月14日（月）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3 出席委員（17人）

会長	大塚 和馬	会長職務代理者	森田 昭則		
1番	太田 政直	2番	後藤 博英	3番	鈴木 秀
4番	中井 博万	5番	中尾 建夫	7番	飯田 秀治
8番	澤井 悟	10番	住田 弘重	12番	平子 伸
14番	羽田 圭子	15番	野田 保己	16番	小林 登志樹
17番	豊田 栄美子	18番	近藤 啓子	19番	鈴木 啓之

3 欠席委員（2名）

9番 市川 正之 13番 稲田 利幹

4 事務局

農業委員会事務局 中西次長、森総務G L、吉村農地G L、島田
農林水産課 野田G L、田中

5 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 農地等の現況について（裁判所）

報告事項第 9 号 非農地証明願いについて

報告事項第 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

報告事項第 12 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法
律によるふれあい農園の廃止願について

第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

第 3 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に関する意
見聴取について

6 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。開会にあたりまして
大塚会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

大塚会長、ありがとうございました。今回から総会を円滑に進めるため、第3条・第4条・第5条につきましては、所有権移転と貸借権設定を分けずに、まとめてご説明いたします。それでは会長、引き続き、総会の議事進行よろしくお願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第3回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 第5番 中尾建夫委員、議席番号 第7番 飯田秀治委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括提案として事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

3の112番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目ともに畑が5筆、合計面積は4,117㎡です。取得後は小麦・飼料作物を栽培するとの申請です。

続きまして、3の117番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目ともに畑が3筆、合計面積は1,286㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の118番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、面積は981㎡です。取得後は野菜・果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、11の111番は箕田地区、申請地は上箕田一丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、面積は308㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13の116番は若松地区、申請地は北若松町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は1,090㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接及び高齢者面接の対象者ですが、鍬、家庭菜園用農具を所有しており、刈払機、剪定用具を購入する予定です。また、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15の113番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、合計面積は845㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、21の119番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、面積は1,295㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22 の 114 番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目ともに畑が 2 筆、合計面積は 406 m²です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 115 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目は田、現況地目は畑が 1 筆、面積は 226 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 3 ページをご覧ください。

13 の 12 番は若松地区、申請地は若松中二丁目地内、登記地目・現況地目とも畑が 2 筆、登記地目は畑、現況地目は田が 1 筆、合計面積は 1268 m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを家族からリースしており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は 10 件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、これらの議案は、承認といたします。続きまして、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、説明いたします。

議案書 4 ページ、及び別紙 位置図 1 ページ目をご覧ください。

11 の 10 番は、箕田地区、申請地は上箕田一丁目地内、登記地目は田、現況地目は雑種地が 1 筆、面積は 245 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。

農地区分は第 3 種農地と判断されます。なお、申請者は、平成 17 年より、当該地を自宅用駐車場として転用していた旨の始末書が添付されております。

以上、申請件数は 1 件、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は、承認いたします。

続きまして、第4号・第5号議案 農地法第5条申請について、一括提案として事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書5ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き2ページ目を御覧ください。

まず、1の53番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、面積は1,517㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、383.1㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、4の56番は牧田地区、申請地は弓削町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、面積は981㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、371.52㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の57番は、河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、面積は182㎡です。申請内容は、当該地を個人住宅用地の一部（駐車場）とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、13の58番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、面積は276㎡です。申請内容は、北側に隣接する宅地に民泊施設を設置し、申請地276㎡をその施設に付随する駐車場及びレクリエーション広場用地として利用するもので、一体利用面積は552.89㎡です。申請者は住宅民泊事業等を営んでおり、自社の持つ民泊施設の利用者向けの駐車場等を整備するため、今回の申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、16の54番は、天名地区、申請地は御園町地内、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、面積は437㎡です。申請内容は、当該地を優良田園住宅用地とするものです。優良田園住宅とは、農村地域や都市近郊の良好な自然環境の中で、ゆとりある居住環境を確保するため、一定の基準に基づき建築される一戸建て住宅です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書6ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続きをご覧ください。

まず、10の33番は一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目は田、現況地目

は畑、面積は1,317 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は歯科医院を営んでおり、来院者の増加に伴い既存の駐車場が不足していることから、新たに駐車場を確保するため、今回の申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、16の17番は天名地区、申請地は徳田町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地が2筆、合計面積は706 m²です。申請内容は、近隣で行われる土木工事に伴う仮設事務所、資材置場及び駐車場用地として、約1年間一時転用するものです。農地区分は第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として転用を許可できない農地ですが、本件は一時的な利用であり、事業完了後に農地へ復元する計画であることから、例外的に許可し得るものと考えております。なお、申請地は過去にも一時転用許可を受けて使用されていましたが、期間終了後の農地復元が完了しておらず、今回、始末書が提出されています。併せて、事業完了後には整地の上、農地へ復元する旨の農地復元誓約書も提出されています。

続きまして、19の31番は久間田地区、申請地は花川町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、面積は395 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2農地と判断されます。

続きまして22の29番は鈴峰地区、申請地は、伊船町地内、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、面積は483 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の30番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、面積は110 m²です。申請内容は、一体利用地199.26 m²と合わせて分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は11件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますのでこれらの議案は、承認といたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書1ページをお開きください。1ページは国府地区です。1番は、10a当たり米30kgの賃貸借です。

2 ページは庄野地区です。2 番から 5 番は、10a 当たり米 15kg の賃貸借です。
3 ページは加佐登地区です。6 番から 9 番は、使用貸借です。
4 ページは牧田地区です。10 番は、賃貸借です。
5 ページは石薬師地区です。11 番と 12 番は、使用貸借です。
6 ページは白子地区です。13 番は、使用貸借です。
7 ページから 9 ページは河曲地区です。14 番から 33 番は、10a 当たり 20kg から 50kg などの賃貸借、及び使用貸借です。
10 ページは一ノ宮地区です。34 番は、1 筆で 15kg の賃貸借です。
11 ページは玉垣地区です。35 番から 38 番は、10a 当たり 10kg から 50kg の賃貸借です。
12 ページは若松地区です。39 番は、使用貸借です。
13 ページから 15 ページは栄地区です。40 番から 59 番は、20 反で 9 俵の賃貸借です。
16 ページは天名地区です。60 番は、1 筆で 5,000 円の賃貸借です。
17 ページは合川地区です。61 番から 65 番は、10a 当たり 30kg の賃貸借です。
18 ページは久間田地区です。66 番から 72 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。
19 ページは椿地区です。73 番から 78 番は、10a 当たり米 30kg の賃貸借と使用貸借です。
20 ページは深伊沢地区です。79 番と 80 番は、10a 当たり 5,000 円の賃貸借と使用貸借です。
21 ページから 29 ページは鈴峰地区です。81 番から 138 番は、10a 当たり 3,000 円から 10,000 円などの賃貸借及び使用貸借です。
30 ページから 32 ページは庄内地区です。139 番から 159 番は、金納の賃貸借と使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。

書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段に無いようでございますので、第 6 号議案は、承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 12 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局

それでは、報告事項 1 から 11 を、一括して報告します。

議案書の 8 ページを 御覧ください。報告事項 1 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、報告します。件数は 5 件、農地の賃貸借について、双方の合意により解約したものです。

次に、議案書の 9 ページ、報告事項 2 使用貸借契約の解約について、報告します。件数は 2 件、農地の使用貸借について、双方の合意により解約したものです。

次に、議案書の 10 ページから 11 ページ、報告事項 3 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告します。件数は 2 件、相続の届出です。

次に、議案書の 12 ページ、報告事項 4 農地法第 4 条の規定による届出について、報告します。件数は 5 件、すべて書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しております。

次に、議案書の 13 ページから 15 ページ、報告事項 5 農地法第 5 条の規定による届出（所有権）について、報告します。件数は 12 件、すべて書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しております。

次に、議案書の 16 ページ、報告事項 6 農地法第 5 条の規定による届出（貸借権）について、報告します。件数は 2 件、書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しています。

次に、議案書の 17 ページ、報告事項 7 農地の転用事実に関する法務局からの照会について、報告します。10－3 非農地。以上 1 件、調査の上回答しております。

次に、議案書の 18 ページ、報告事項 8 農地の現況に関する裁判所からの照会について、報告します。20－1 農地。以上 1 件、調査の上、回答しております。

なお、本事項は公売による入札対象になる見込みがある為、報告内容につきましては特に守秘義務を厳守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の 19 ページ、報告事項 9 非農地証明願いについて、報告します。

件数は 2 件、書類内容等完備しており、現地調査の結果、問題ないと判断しましたので、証明書を発行しております。

次に、議案書の 20 ページ、報告事項 10 取下願・取消願の承認について、報告します。件数は 1 件、申請者の都合により取消願が提出されており、書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しています。

最後に、議案書の 21 ページ、報告事項 11 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、報告します。件数は 2 件、農地所有適格法人の要件である法人の形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

最後に、議案書 22 ページ、報告事項 12 ふれあい農園の廃止願について、報告します。件数は 1 件。農地を売却するため、ふれあい農園を廃止する旨の届出が、提出

されております。

報告事項は、以上です。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第1号から第12号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。報告事項につきまして、御質問等がございますか。

別段（他に）無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

農林水産課

議題 2について説明させていただきます。資料の説明をいたします。資料1は変更予定地一覧です。資料 1-1は、農業振興地域・農用地区域の概念図です。資料 1-2は、除外の6要件についてです。続きまして、資料 1-3は、農用地区域として定める土地についてです。以降の位置図と航空写真は、参考資料です。それでは、説明をさせていただきます。鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更について、でございます。まず、農業振興地域の整備にかかる法律の規定に基づきまして、計画を定め、将来にわたって農用地として積極的に保護する区域を農業地区域いわゆる青地として指定しております。法第13条第1項の規定によりまして、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」となっております、また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定によりまして、同条第1項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うに当たっては、農業委員会の皆様の意見を聴くことになっております。それ資料1の変更予定一覧を御覧ください。今回は、土地の所有者からの申し出によりまして 7件の変更を予定しております。位置図を御覧ください。番号1は、国府町 8483番1で、工場駐車場資材置き場での除外の申し出になります。北側の事業者から、既存施設及び建築物が手狭となっており、既存敷地内では物理的にも増築する余地がないということでございます。また、新規受注があり、至急隣接地を購入拡張して工場建物を増築必要があるため、除外が適当、緊急性があると判断させていただいております。航空写真等も付けておりますので、また御覧ください。続いて、番号2は、庄野町 867番です。近隣医療機関の申し出になります。現在、西側で病院を運営しており、事業拡大に伴いまして建物の増築等や従業員の数を増えていることから、駐車場が足らなくなり、既存敷地の拡張のための申し出をいただいております。続きまして、3番、庄野東三丁目 1311番1になります。こちらは、建設業を営む事業者からの申し出でございます。既存施設の拡張のため、除外の申請がございました。申請人は建

設業を営んでおり、近年の受注増に伴いまして、現在保有している資材置き場及び駐車場が手狭になったことによりまして、資材の保管や大型車両の駐車場が困難な状況になっております。続いて、番号4から7番までは要件落ちでございます。要件落ちについては、昭和47年から区域を設定させていただいているのですが、そこから一度も農地として利用されていなかったことから、今回、除外の打診がございました。現在に至るまでに一度も農地になっておらず、耕作されていない土地に関しては除外を行います。続いて、除外の要件につきまして説明します。資料1－2を御覧ください。除外の要件については、農地転用するための除外は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、農振法の規定をすべて満たした場合に限り変更することができます。1つ目は、「農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。」です。2つ目は、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」です。3つ目は、「農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」です。4つ目は、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれのないこと。」です。5つ目は、「土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。」です。6つ目は、「農業生産基盤事業整備事業完了後8年を経過していること。」です。今回申し出ございました案件に関しましては、法第13条第2項各号の要件をすべて満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。以上になります。なお上記7件につきましては、地区農業委員会から御承認いただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま説明がありました議事第2につきまして、何か御意見御意議ございませんでしょうか。

飯田委員

資料1の4番から7番について、月曜日に地区委員会へ出席したときに、太陽光に関するものだと聞いています。何か把握されていますか。

農林水産課

これらの件について、太陽光の業者からのアポイントはありません。青地・白地の問い合わせはよくあり、「青地でできません」というお話をさせていただくことは多いのですが、これらの件に関しましては、除外後のお話として、太陽光の事業者からのお話というのは特にございませんでした。

議長（会長）

他にも何かございますか。他に無いでございますので、議事第2は承認といたします。続きまして、議事第3について、事務局より説明いたします。

農林水産課

議事第3の農業経営基盤強化促進法第19条に定める地域計画の変更に関する意見徴収について説明をさせていただきます。お手元にお配りしてあります。資料2を御確認ください。令和7年3月に全地域で確定しました地域計画ですが、必要に応じてこれまでの変更してきたところであります。変更する地区は6地区となっております。変更の理由としましては3つあります。地域計画変更理由一覧にありますとおり、先ほど議事第2で説明のありました、1つ目は、農業振興地域整備計画の農用地区域の変更の申出に伴うもの。2つ目は、認定新規就労者を追加するもの。3つ目は、スマート農業の取組を追加するもの、の3つであります。除外により変更になる地区は国府、庄野、河曲の3地区です。認定新規就農者に追加する地域は、国府、庄野、石薬師、栄、鈴峰の5地区です。スマート農業の取組を追加する地区は河曲地区の1地区となります。変更理由と変更箇所については、こちらのとおりにしております。地域計画の方では赤字の方で表記をしておりますので、御覧ください。地域計画の変更案につきましては、法の第19条第6項の規定により、農業委員会を含む関係機関へ意見聴取を行う必要があることから、今回、農業委員の皆様に対して意見聴取を実施するものでございます。関係機関への意見聴取のスケジュールにつきましては、2週間の公告縦覧期間を経た後に予定しております。説明は以上になります。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第3につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。別段無いようでございますので議事第3は、承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。議事進行への御協力、ありがとうございました。次に、その他事項に移らせていただきます。その他事項1点目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

先日、地区農業委員会へ説明会を開催したときに組織図は分かりにくいとの問い合わせがありましたので、資料を配布します。農業委員会は、法律と設置要綱に基づき設置されています。資料上部にあるのが皆さん、市農業委員会です。対になるのが農地最適化推進委員です。こちらは、各地区から1名ずつ会長を選出していただいています。地区委員会で委員さんから「自分たちは一体どの位置にいるのか分からない」という方がいましたので、何かの折には御使用いただければと思います。資料の内容に関するお問い合わせは、農業委員会事務局次長かグループリーダーへお問い合わせください。

議長（会長）

事務局から説明がありましたこの件に関しまして、御質問等はございますか。別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

続きまして、その他事項の2点目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回の議題にもございましたと優良田園住宅について、改選前の委員もされている方は説明しましたが、優良田園住宅の説明を改めていたします。一般的に、市街化調整区域に分家住宅・農家住宅を建てる場合は、地縁か血縁が必要です。つまり、市街化調整区域に家を建てる場合に、一般のサラリーマンが、よそから来て建てるというのが、法律上でできておりませんでした。それをそうしてしまうと農村集落がどんどんさびれていってしまい、人口減少率が平均よりもはるかに高いという状態がございましたので、令和3年7月に優良田園住宅制度という法の適用を鈴鹿市は手を挙げて受けることになりました。それがこの優良田園でございます。資料に記載してございますとおり、3階建て以下、300平米以上、建ぺい率30%以下、容積率60%以下という家を指定のところに建てるのであれば、一般の人なら誰でも建てられます。東京から来ても名古屋から来ても建てられます。それで、この家の特徴としては、だいたい100坪ぐらいの敷地の家を建てることになるのですけれども、その中に63坪分の畑を作るという状態になります。ここに、コンクリート塗ってダメです。緑化しなければいけないという決まりになっております。で、そういうことで、農村集落に人口を呼び込み、御本人様だけでなくお子さんを孫さんと根付いていただくことで、農家の底上げをしようというのが、国の、農林水産省の制度でございます。鈴鹿市では、令和3年から今までで19件の優良田園住宅ができております。19件の内訳は天名地区で13件、合川地区で2件、鈴峰地区で2件、深伊沢地区で2件でございます。住まわれた方にはアンケートを鈴鹿市から取っており、3割の人は今後も農業をやっていききたいという方たちです。他の人がやらないというのではなく、未回答もでございます。3割の人は積極的に農業をやっていききたいと言っている方たちという意味です。スタートは、家庭菜園から始まりますけれども、そういう方たちが積極的に農業に携わる、その種が巻かれていくというのが優良田園の制度でございますので、御理解いただきたいと思います。ちなみに、範囲については、地図の資料を御覧ください。優良田園住宅の制度というのは、人口減少の著しい集落で行うものですので、鈴鹿市の端の方ですね。人口減少の著しいところが指定されております。つまり、便利なところでは、担い手はおりますので、そこに引き込むものではございません。山の方など集落の減少が見られるところで行われます。かつ、3ページ目の赤い集落の枠がございします。この集落の中もしくはこの周縁・外周ならばできるというシステムです。なぜかと言いますと、農地のど真ん中に家建てられると、農家が困るわけです。あくまで農村集落の活性化を目指すということで、農村集落で家を建てることのできるということでございます。昔の農家住宅ですと、300坪、500坪みたいな家があるのですが、その家を3分割して売るなどができます。ですので、その集落の活性化のためにできた制度でございます。事項書の中では、優良田園住宅と書いてありますけれども、地縁も血縁もない人が対象の集落に住むということです。この時に、その地縁のない人が住むことに関して、自治会長などの地域の方たちにまず説明して、自治会に加入す

るなど自治会の活動に協力すること、これが実は優良田園住宅の条件となっております。以上でございます。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等はございますか。

別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

続きまして、その他事項の３点目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員から御質問ございましたので、説明させていただきます。盛土規制法に関するチラシをお配りしております。令和７年５月２６日に三重県全域で盛土規制法の規制区域が指定されました。これは、熱海で地震が発生したときに色々問題が起きたことから、法整備されたものです。農業委員会に関する点として、田を畑にする埋立届というのがございますが、農地転用は不要です。その埋立届の状態であっても、盛土が多い場合、盛土規制制度がかかるというのが国の見解です。田は低いので、道路の高さまでいいのではないかという声も挙げましたが、それであっても盛土規制をかける可能性があるというのが国と県の見解です。では、どれぐらい盛土にかかるのかと言いますと、これも国から県の見解では、チラシにある青は普通の農地です。赤は住宅地のそばの農地と考えてください。宅地で盛土によって高さ１メートルの崖ができるものや切土の状態色々記載されているのですが、一番大事なのは、一番右側の例です。森土または切土をする土地の面積が住宅のそばなら５００平米超、住宅のそばじゃなくても３０００平米超となるものは規制をかけます。これが非常に厳しい状態です。ですので、住宅のそばにある農地を５００平米超、３０センチ以上の盛土した場合、盛土規制法がかかる可能性がございますので、御注意いただきたいと思います。この盛土規制法は、鈴鹿市には一切許可権がありません。口が出せません。違反が発生した場合も農業委員会が行くわけではありませんし、許認可も農業委員会の意見を求められたりすることもございます。一応連絡はありますけれども、それが対象になるか対象にならないのか、三重県が判断します。三重県とは、現在も事務局と協議しております。裏面に詳細が書いてありますけれども、三重県の担当部署は、このチラシに書いてないのです。三重県問い合わせたところ、農地の場合は農地調整課、建物を建てる場合は建築開発課、山林の場合は環境の部局、とその土地に応じて県の対応部局が変わります。つきましては、盛土規制法について、問い合わせがありましたら、御注意いただきたいと思います。

議長（会長）

この件に関しまして、御質問等はございますか。別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。続きまして、その他事項の４点目について、説明をお願いします。

事務局

「地域農業の持続的な営農体制を考える研修会について」御説明します。資料6を御覧ください。三重県農林水産支援センターから研修のお知らせです。この研修は、集落営農などの地域農業を維持する手法の1つである「地域まるっと中間管理方式」の仕組みやメリットなどについて、提唱者である 魅力ある地域づくり研究所代表の 可知祐一郎 氏 からご講演いただく 内容となっております。可知氏は、今年度の大日本農会の第1回農業懇話会で講演されるなど、この手法は近年、多くの関心が寄せられているそうです。定員は先着 50 名で、菰野町役場で開催されます。参加される方は事務局までお申し出ください。

議長（会長）

この件に関しまして、御質問等はございますか。別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

予定しておりました 事項は以上となりますが、折角の機会ですので、委員の方から他に何かございませんでしょうか。

鈴木秀委員

地域計画を無視して他市町の耕作者と地主が直接話を進めてしまっており、地区農業委員会で困っています。

事務局

農林水産課がすでに退席しているため、来月の総会でお答えします。他市の地域計画に記載されている担い手なのかどうかというのもポイントかと思われます。

小林委員

太陽光パネル設置を目的として農地転用について、許可後に雑草管理ができていません。

事務局

国県等と相談の上、全体的な対応を検討してまいります。

議長（会長）

ほかに無いようですので、この後は、事務局でお願いします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

午前 11 時 15 分